

# ザ・フレンドシップ・フォース・オブ・西東京会則

(名 称)

## 第1条

この会をザ・フレンドシップ・フォース・オブ・西東京(FFWT)と称し、事務局を置く。

(目 的)

## 第2条

この会は世界各国の人々と国際交流を深め、文化、学術、経済事情などの相互理解を旨とし、もって国際友好親善の推進に寄与することを目的とする。

(入 会)

## 第3条

第2条の目的を理解し、新たに本会に加入を希望する者は、役員会の承認を得て会員になれる。

(退 会)

## 第4条

会員で退会しようとする者は年度末までに文書で届出するものとする。

(休 会)

## 第5条

会員で休会しようとする者は年度末までに文書で届出するものとする。翌年度から年会費として 1,000 円納入する。

(除 名)

## 第6条

この会の目的に反したり、名誉を汚したりした者は、役員会の決議により除名することが出来る。

(会 費)

## 第7条

- 1) 西東京クラブ入会金を 2,000 円とする。西東京クラブの年会費は一人でも一家族年額 4,000 円とし 1 月末日までに納入することを基本とするが活動状況や収支状況によって会費は変更する場合がある。退会者が再入会する場合入会金は不要とする。
- 2) FFI 会員登録している会員は、フレンドシップ・フォース・インターナショナル(FFI)本部への年会費については、本部より指定された額を原則 1 月 15 日までに支払う。
- 3) 基本的に渡航はしないが、受け入れ面や西東京クラブ会員として活動・サポートする会員には「西東京クラブ家族会員」としての入会を認める。一人家族会員も認める。
- 4) 渡航に参加する家族会員は渡航する前に必ず FFI 年会費を、MyFF を通して FFI に支払う。  
(なお、18歳以下の未成年アンバサダー、または 26 歳以下の学生アンバサダーの FFI へのアンバサダーフィーは FFI の規定に基づき支払う。)

(会 員)

## 第8条

この会の会員は次のとおりとする。 会員は、第 2 条の目的に賛同する西東京地区およびその近隣に居住する者を原則とし、会費納入者とする。

(賛 助 会 員)

#### 第9条

この会の趣旨に賛同し、協力する法人もしくは個人で、役員会の承認を得た者は賛助会員になれる。賛助会員は年会費として 2,000 円を納入する。

(役員)

#### 第10条

この会に次の役員と会計監査を置く。

会長 1 名、副会長、理事(事務局、会計等)若干名以上の役員および会計監査は、総会にて選出する。任期は原則として 2 年とし、再選は妨げない。但し会長は最長4年までとする。

(役員の仕事)

#### 第11条

会長はこの会の代表として会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代行する。理事は会務を審議し、これを運営する。

(総会、役員会およびクラブミーティング)

#### 第12条

- 1) 総会は毎年1回開催することが出来、会員総数の過半数の出席をもって成立とする。必要に応じ臨時総会を開催することが出来る。
- 2) 総会の決議は出席者の過半数をもって決議する。
- 3) 役員会は役員をもって構成し会長が招集する。会長は必要に応じて役員外の会員の出席を求めることが出来る。
- 4) 受入れ、渡航、その他の具体的な活動計画は、全会員を対象にしたクラブミーティングにおいて検討する。

(委員会)

#### 第13条

この会の事業を円滑に遂行するため、必要に応じて委員会を設けることが出来る。

(資産の構成および経費の支弁)

#### 第14条

この会の経費は年会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

#### 第15条

この会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

(規約の改廃)

#### 第16条

この規約の改廃は総会もしくは臨時総会を兼ねたクラブミーティングの決議による。その他の細則は役員会にて定める。

#### 第17条

この規約の発効は1989年1月17日とする。

規約一部改正 2003年3月29日

規約一部改正 2011年2月6日

規約一部改正 2014年2月1日

規約一部改正 2015年1月25日

規約一部改正 2016年1月23日

規約一部改正 2018年2月4日

規約一部改正 2022年2月12日

規約一部改正 2024年1月 21 日総会承認済み